

新たな防火規制区域の拡大について

中野区内において、都は、平成15年10月に「防災都市づくり推進計画」（東京都）で指定する整備地域に、新たな防火規制区域を施行した。

その後、都による「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」の調査結果を踏まえ、区は、火災危険度が高い地域や、防災まちづくりの検討に取り組んでいる地域について、新たな防火規制区域を拡大することとしたので報告する。

1 新たな防火規制区域とは（別添資料参照）

東京都建築安全条例第7条の3第1項に基づき、整備地域その他の災害時の危険性が高い地域のうち、特に震災時に発生する火災等による危険性が高い区域に指定されるもの。

2 対象区域（別添資料参照）

「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」（東京都）の指標に基づく火災危険度ランク4の地域及び防災まちづくりの検討に取り組んでいる地域

3 周知方法

- ・説明会の開催（計8回）

日 時	場 所
令和5年8月24日（木）19時から20時30分	鷺宮区民活動センター
令和5年8月26日（土）10時から11時30分	大和区民活動センター
令和5年8月28日（月）19時から20時30分	沼袋区民活動センター
令和5年8月29日（火）19時から20時30分	上高田区民活動センター
令和5年8月30日（水）19時から20時30分	桃園区民活動センター
令和5年8月31日（木）19時から20時30分	鍋横区民活動センター
令和5年9月2日（土）10時から11時30分	中野区産業振興センター
令和5年9月3日（日）10時から11時30分	中野区産業振興センター

- ・制度案内についてのパンフレット配布（対象区域内全戸配布）
- ・区報（8月11日号）
- ・中野区ホームページ
- ・町会、自治会へ説明（対象区域内）

4 これまでの経緯

令和4年度

9月 「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」（東京都）

10月 建設委員会への報告（新たな防火規制区域の拡大について）

令和5年度

5月 東京都へ区域検討案を提出

東京都より区域指定に係る意見照会

5 今後の予定

令和5年度

7月 中野区都市計画審議会への報告

8月～9月 説明会の開催

11月～1月 東京都へ意見照会に対する回答

3月 東京都による新たな防火規制区域の指定・告示

令和6年度

9月 東京都による施行

1. 背景と目的

「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」（東京都）では、火災危険度の高い地区が16町丁目あり、このうち、「防災都市づくり推進計画」（東京都）において指定されている整備地域（※）以外で8町丁目ある。

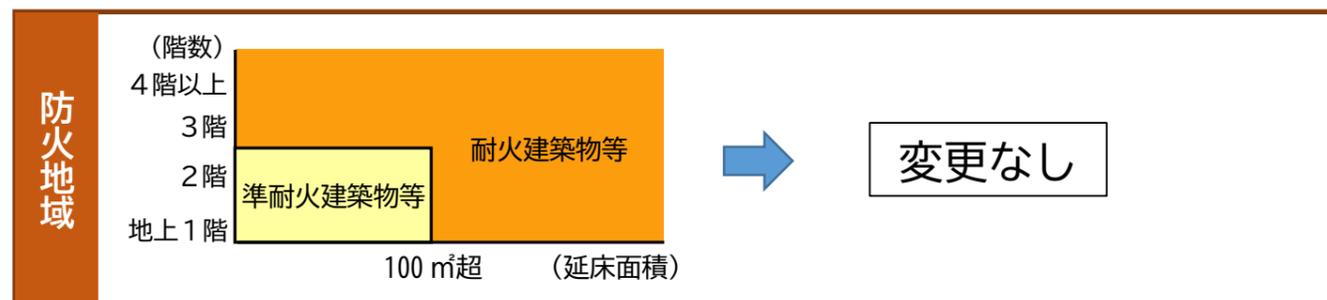
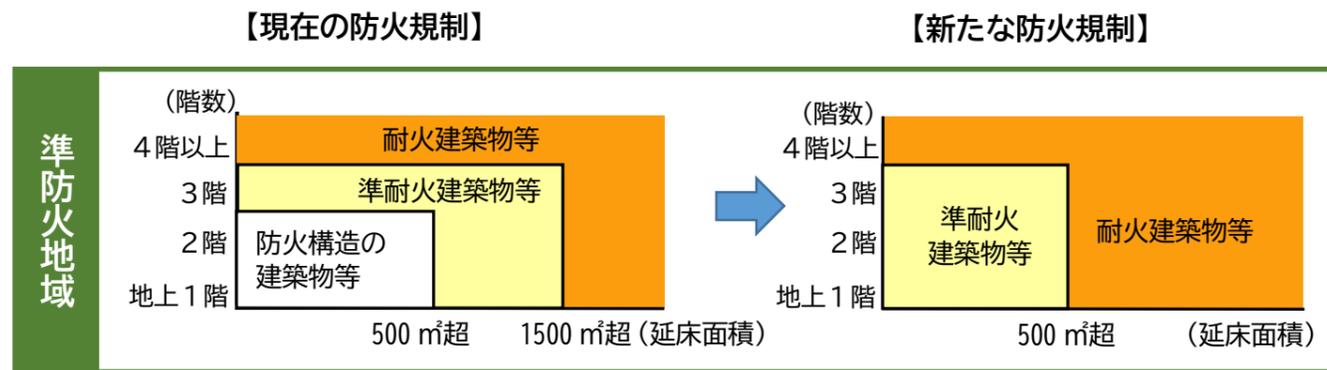
区は、この8町丁目と、整備地域以外で防災まちづくりの検討に取り組んでいる地域について、東京都建築安全条例第7条の3に基づく「新たな防火規制」を導入することとし、耐火性能の高い建物への誘導により市街地の不燃化を促進し、安全なまちづくりを進める。

なお、整備地域については、平成15年に指定済みである。

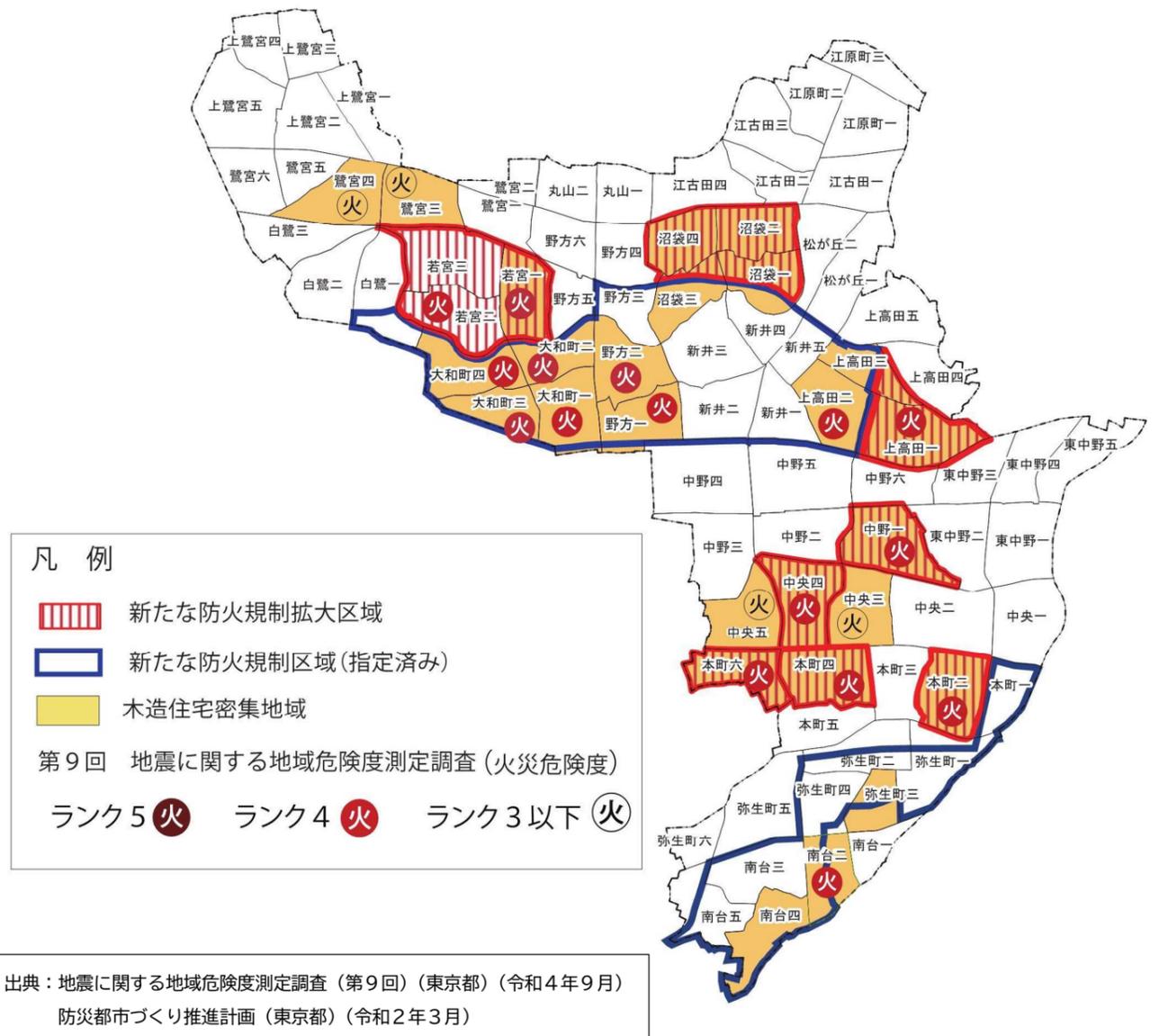
※整備地域 東京都震災対策条例第13条第2項第二号に規定している。地域危険度が高く、かつ、老朽化した木造建築物が特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域を指定する。

2. 「新たな防火規制」の概要

東京都建築安全条例第7条の3に基づき、建築の際に燃えにくい建物構造とすることを求める建築規制である。現在の都市計画で定める防火規制に加えて都条例に基づく規制が追加される。新たな防火規制が指定されると、建築の際は原則として準耐火建築物又は耐火建築物の構造にする必要がある。



3. 「新たな防火規制」を拡大する区域



若宮地区防災まちづくりの区域	若宮一丁目、若宮二丁目、若宮三丁目
西武新宿線沿線まちづくりによる防災まちづくりの区域	上高田一丁目、上高田三丁目（一部） 沼袋一丁目（一部）、沼袋二丁目、 沼袋三丁目（一部）、沼袋四丁目
火災危険度ランク4の区域	中野一丁目、中央四丁目、本町二丁目、本町四丁目、本町六丁目